

法定検査手数料の改訂について

2019年10月1日からの消費税の改正等に伴い、2020年4月1日から以下のとおり検査手数料が変更となります。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

法定検査手数料

2020年4月1日から

人槽	法第11条検査	
	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
5～50	3,300円 ※1 (旧手数料:3,000円)	
51～500		
501～		

※1 手数料の改訂については、栃木県から承認されたものです。(栃木県指令環保第376号)

改訂後も全国一安価な法第11条検査手数料

本県では、法定検査を多くの浄化槽管理者に受検していただくため、社会貢献の一環として全国一安価な手数料を実現しました。

具体的には、業界の協力により、浄化槽処理水の採水を指定採水員に、分析を提携計量証明機関に委託することで、効率的な検査の実施が可能となりました。

この検査結果に基づき、市町と連携しながら、浄化槽の処理機能の向上に努めております。

この検査に消費税はかかりませんが、採水及び分析は委託するため課税対象となること、さらに15年間価格を維持して参りましたが人件費の高騰や薬品等消耗品の価格の上昇などから、改訂せざるを得ない状況となりました。

【近隣県の当該検査費用】(※2019年10月1日現在)

群馬県:5,200円以上 茨城県:4,500円以上 埼玉県:5,000円以上

問い合わせ先

検査の実施機関 浄化槽法に基づく栃木県知事による指定検査機関

一般社団法人 栃木県浄化槽協会

宇都宮市築瀬町2390番地 電話 028-633-1650

浄化槽管理者の義務

浄化槽は、家庭や事業所ごとにし尿と雑排水を同時に処理して、きれいな水を放流するための設備です。(単独処理浄化槽は、し尿のみ処理します。)

浄化槽の機能を保つために下記の義務が課せられています。

必要な管理(浄化槽法により実施が義務付けられています。)

1 保守点検

- 浄化槽内の装置を点検します。
- 実施状況は点検記録票(保守点検の結果を記載した用紙)で確認してください。
- 点検を委託するときは、県知事(宇都宮市の場合は宇都宮市長)の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

2 清掃

- 浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きや、浄化槽内の洗浄をします。
- 原則として年1回以上実施する必要があります。
- 実施状況は、清掃記録(清掃の結果を記載した用紙)で確認してください。
- 清掃を依頼するときは、市町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

3 法定検査

- 【法第7条検査】(設置後の検査:使用開始後4~8か月目までの間に実施)
- 【法第11条検査】(浄化槽が正しく機能しているかを検査:毎年1回実施)
- 保守点検と清掃に加えて、浄化槽管理のために必要な検査です。
- いずれの検査の結果も、検査結果票で確認してください

●市町における浄化槽関係窓口●

市 町 名	担当課	電話番号
宇 都 宮 市	生活排水課	028-633-2001
足 利 市	クリーン推進課	0284-20-2142
栃 木 市	下水道建設課	0282-21-2421
佐 野 市	環境政策課	0283-20-3013
鹿 沼 市	下水道課	0289-65-3241
日 光 市	下水道課	0288-21-5150
小 山 市	環境課	0285-22-9284
真 岡 市	下水道課	0285-83-8144
大 田 原 市	下水道課	0287-23-8712
矢 板 市	下水道課	0287-43-6214
那 須 塩 原 市	下水道課	0287-37-5110
さ くら 市	下水道課	028-681-1118

市 町 名	担当課	電話番号
那 須 烏 山 市	上下水道課	0287-84-0411
下 野 市	環境課	0285-32-8892
上 三 川 町	上下水道課	0285-56-9167
益 子 町	建設課	0285-72-8844
茂 木 町	上下水道課	0285-63-5649
市 貝 町	建設課	0285-68-1117
芳 賀 町	都市計画課	028-677-6021
壬 生 町	下水道課	0282-81-1858
野 木 町	生活環境課	0280-57-4131
塩 谷 町	住民課	0287-45-1118
高 根 沢 町	上下水道課	028-675-2449
那 須 町	上下水道課	0287-72-6919
那 珂 川 町	上下水道課	0287-92-2002

保守点検業者の登録に関する問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課
☎ 028-623-3189

法定検査についての問い合わせ先

一般社団法人 栃木県浄化槽協会
☎ 028-633-1650